

①入学後の合理的配慮についてのお知らせ

—本学の合理的配慮制度について—

〔1〕はじめに

入学後に何らかの配慮が必要と感じている方は、診断名の有無にかかわらず、まずにご相談ください。支援の内容や方法は、個別の状況を確認しながら検討します。なお、必要に応じて根拠資料のご提出をお願いする場合があります。

〔2〕障がいのある学生に対する修学支援とは？

障がいのある学生は、「障害者差別解消法」に基づき、修学に必要な支援を受けることができます。支援内容は、学生本人との面談を通じて確認し、その後大学内で協議を行い、可能な範囲で決定します。学生本人の意思を尊重し、適切な配慮を行うことを目的としています。

〔3〕配慮対象の方

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・発達障がい
- ・精神障がい
- ・視覚障がい
- ・聴覚障がい
- ・肢体不自由
- ・慢性疾患、難病その他の機能障がい等

どのような配慮がなされるかは、申請時の面談で個別に検討します。

一般的には、試験時間の延長や別室受験などの対応例がありますが、詳細は面談時にご説明いたします。

〔4〕申請に必要な書類と注意事項

支援を円滑に進めるためには、根拠資料を含む必要な書類のご提出をお願いしています。書類がそろっていない場合は、支援内容の検討に時間がかかってしまうことがあり、再度の面談やご連絡をお願いする場合があります。ご負担をおかけしないためにも、事前のご準備にご協力いただけますと幸いです。

〔5〕配慮申請の時期について

配慮申請は、新入生・在学生ともに在学中いつでも可能です。ただし、授業開始時点から配慮の実施を希望される場合は、準備や教職員との調整に時間を要するため、以下のスケジュールでの申し出をおすすめしています。

【新入生の方】

4月の授業開始から配慮を希望される場合は、募集要項に記載の締め切り日時をご確認ください。

【在学生の方】

①前期（4月）授業開始から配慮を希望する場合：3月上旬までに申請・面談を完了してください。

②後期（9月）授業開始から配慮を希望する場合：8月上旬までに申請・面談を完了してください。

これらの時期設定は、支援体制の準備や教職員への情報共有に必要な期間を考慮したものです。

授業初日からのスムーズな支援提供のために、ご理解とご協力をお願いいたします。